

<b>①件名</b>
市営住宅使用料の過大徴収に係る返還について
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 市営住宅の簡易耐火構造平家建住宅346世帯において、住宅使用料算定の際に用いる経過年数係数に誤りがあり、平成10年度から平成26年度まで市営住宅使用料を過大に徴収していたことが判明したため、平成27年度から正当な家賃へ改定するとともに、過大徴収額を返還するもの。 <b>【目的】</b> 市営住宅使用料の過大算定によって発生した過誤納金及びこれに係る利息相当額を当該納付者に返還することにより、納付者の不利益を補填し、市営住宅使用料の公平と行政に対する信頼を確保することを目的とする。
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> (1) 地方自治法第232条の2（寄附又は補助） (2) 民法第703条（不当利得の返還義務） <b>【震災復興基本計画との整合性 基本計画の位置付け：有・無】</b>
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
<b>【経過】</b> 公営住宅法が改正され、平成10年度から入居者の収入・立地条件・規模・経過年数等の事項に応じ、応能応益家賃の算定方法が定められた。その際、経過年数係数の適用において、簡易耐火構造平家建住宅の係数を誤って算定し、平成26年度まで住宅使用料を過大に徴収していた。
<b>⑤主な内容</b>
(1) 返還金の対象者 過年度の市営住宅使用料の過大算定等によって発生した過誤納金が発見されたときは、当該過大算定等の対象となった納付者に対して返還金を支払うものとする。 (2) 返還金の額等 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。 ①過誤納金 過誤納に係る収納の日に遡及して返還するものとする。 ②過誤納金に係る利息相当額（以下「返還加算金」という。） 返還加算金の額は、過誤納金に係る収納を確認した日の翌日から通知の日までの日数に応じ、当該過誤納金に民法第404条の規定による割合（年利5%）を乗じて得た額とする。 (3) 返還金の通知 返還金を支払うときは、返還金の対象者に通知するものとする。 (4) 返還金の支払 返還金の通知を行ったときは、速やかに返還金を支払うものとする。ただし、返還金の対象者に住宅使用料等の滞納がある場合は、返還金を当該滞納額に充当することができる。

住宅使用料が生活保護費により支払われたものの取扱いは、生活保護担当課と別途協議する。

#### ⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

過大徴収額の返還により、納付者の不利益を補填し、市営住宅使用料の公平と行政に対する信頼の確保が図られる。

予算は6月補正措置済み

（過誤納金87,500千円、過誤納金に係る利息相当額44,800千円）

#### ⑦他の自治体の政策との比較検討

他市町の例

(1) 宮崎県都城市 要綱制定、過大徴収額44,500千円、住戸床面積算定誤り

(2) 新潟県魚沼市 要綱制定、過大徴収額514千円、収入申告積算定誤り

(3) 秋田県小坂町 要綱なし、過大徴収額140,000千円、経過年数係数算定誤り

※ 家賃算定の誤りについては、全国で26例が報告されている。

#### ⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成27年7月 石巻市営住宅使用料過誤納金返還金支払要綱の制定

返還額精査、退去世帯等調査

平成27年8月 該当者へ過大徴収に係る返還金支払決定通知

平成27年9月 返還額の口座振込開始

#### ⑨その他

##### 【再発防止策】

算定事務全体の再点検と二重のチェック体制を確立し、点検確認作業の徹底を図るとともに、今年度から管理を委託した宮城県住宅供給公社との連携を密にし、再発防止に向けた確認体制の強化を図り、管理業務の適正化に努める。